

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月20日

射水市長 夏野元志

### 射水市条例第30号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年射水市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第 3 0 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第 3 0 条第 2 項、第 3 2 条第 2 項、第 4 5 条第 2 項及び第 4 8 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。